

新規評価対象事業の分類

整備系

社会資本の新築及び改築に関する事業

広域事業

県の施策に基づき、広域的な視点から実施する事業

〔 道路事業、農道事業 〕

生活関連事業

地域住民の生活に密接に関連し、安全性や利便性向上を主目的で行う事業

〔 道路事業、街路事業、都市公園事業、河川事業、砂防事業、港湾事業、海岸事業、県営住宅事業、農道事業、中山間事業、クリーク
防災事業、ため池等事業、湛水防除事業、水環境整備事業、漁港海岸事業、治山事業、林道事業 〕

産業活性化事業

県内の基幹産業の振興を促す又は産業の効率化を図る目的で行う事業

〔 港湾事業、経営体育成基盤整備事業、農業水利事業、漁港事業、農道事業、中山間事業、クリーク防災事業、ため池等事業、ため
池等事業、湛水防除事業、水環境整備事業 〕

維持系

既存社会資本の維持管理に関する事業

維持管理事業

既存施設の利活用に関しての機能保全や管理者責任で行う事業

〔 道路事業、都市公園事業、河川事業、ダム事業、港湾事業、漁港事業 〕